

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) | 法律名 | 法律名 | 法律名 |
| 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 | 法律名 | 法律名 | 法律名 |
| 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 法律名 | 法律名 | 法律名 |
| 金額 | 金額 | 金額 | 法律名 | 法律名 | 法律名 |
| 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 |
| (略) | (略) | (略) | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 |
| 一、四〇〇円 | 一、四〇〇円 | 一、四〇〇円 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 |
| 乙種化学責任者免状に係る試験(一)六〇〇円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「場合」という。))にあつては、一、一〇〇円 | 乙種化学責任者免状に係る試験(一)六〇〇円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「場合」という。))にあつては、一、一〇〇円 | 乙種化学責任者免状に係る試験(一)六〇〇円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「場合」という。))にあつては、一、一〇〇円 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 |
| 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 |
| 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 |
| 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 二、三〇〇円(電子情報処理組 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 | 行政書法第三十二条第二項の規 行政書士試験手数料 以下この項において「法」という。 |

| | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|------------|------------|------------|---------------|------------|
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>八、二〇〇円</p> | <p>（略）</p> |
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>（略）</p> |
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>（略）</p> |
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>（略）</p> |
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>（略）</p> |
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>（略）</p> |
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>（略）</p> |
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>（略）</p> |
| <p>宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）</p> | <p>法第三十一条第二項の高圧ガス販売主任者試験の実施</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七、〇〇〇円</p> | <p>（略）</p> |

う。
)

する者にあつては、在校生(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校に在校する者又は法による公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは認定職業訓練施設(訓練生(就職している者、短期課程の普通職業訓練を受けている者及び専門短期課程又は応用短期課程の高度職業訓練を受けている者)を除く。)その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。)を除く。三及び四において同じ。)が、機械検査又は婦人子供服製造のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一五、一〇〇円(実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において二十五歳に達していない者であつて、実技試験受検申請日において雇用保険法(昭和四十九年法律第九十六号)第四十六条第一項に規定する被保険者である)かつ、出入国管理及び難民認定法

う。
)

する者にあつては、在校生(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校に在校する者又は法による公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは認定職業訓練施設(訓練生(就職している者、短期課程の普通職業訓練を受けている者及び専門短期課程又は応用短期課程の高度職業訓練を受けている者)を除く。)その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。)を除く。三及び四において同じ。)が、機械検査又は婦人子供服製造のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一五、一〇〇円(実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの(以下「三十五歳未満の在留

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

| | | | |
|---|--|---|----------------------|
| <p>(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの(以下「二十歳未満の雇用保険被保険者」)が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては六、一〇〇円)</p> | <p>三 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一三、三〇〇円(二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合には四、三〇〇円)</p> | <p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合 一八、二〇〇円(二十歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては九、二〇〇円)</p> | <p>五 三級の技能検定を受けよ</p> |
|---|--|---|----------------------|

| | | | |
|--|--|---|----------------------|
| <p>資格者以外の者」という。(が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては六、一〇〇円)</p> | <p>三 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一三、三〇〇円(三十五歳未満の在留資格者以外の者が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合には四、三〇〇円)</p> | <p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合 一八、二〇〇円(三十歳未満の在留資格者以外の者が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては九、二〇〇円)</p> | <p>五 三級の技能検定を受けよ</p> |
|--|--|---|----------------------|

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| <p>社会福祉士及び介護福祉士の認定行為業務従事者の認定の申請に対する審査</p> <p>（略）</p> | <p>和六十二年法律第十号</p> <p>法附則第十三条の規</p> <p>（略）</p> | <p>和六十二年法律第十号</p> <p>法附則第十三条の規</p> <p>（略）</p> | <p>以下の項において「法」という。</p> <p>法附則第十六条第二項の規定により準用する法附則第十三条の規定による登録研修機関の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>（略）</p> | <p>法附則第二十七条第一項の規定による登録特定行為事業者の登録</p> <p>（略）</p> |
| <p>うとする在校生が二に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一〇、一〇〇円</p> <p>（二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円）</p> <p>六 三級の技能検定を受けようとする在校生が三に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 八、九〇〇円</p> <p>（二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円）</p> <p>七 三級の技能検定を受けようとする在校生が二又は三に掲げる職種の技能検定を受ける場合 一〇、一〇〇円</p> <p>（二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては三、一〇〇円）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>うとする在校生が二に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一〇、一〇〇円</p> <p>（三十五歳未満の在留資格者以外の者にあつては二、九〇〇円）</p> <p>六 三級の技能検定を受けようとする在校生が三に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 八、九〇〇円</p> <p>（三十五歳未満の在留資格者以外の者にあつては二、九〇〇円）</p> <p>七 三級の技能検定を受けようとする在校生が二又は三に掲げる職種の技能検定を受ける場合 一〇、一〇〇円</p> <p>（三十五歳未満の在留資格者以外の者にあつては三、一〇〇円）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>以下の項において「法」という。</p> <p>法附則第九条第一項の規定による登録研修機関の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>（略）</p> | <p>法附則第二十条第一項の規定による登録特定行為事業者の登録</p> <p>（略）</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |

第五條 広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

（広島県都市公園条例の一部改正）

| | |
|-----|---|
| (略) | |
| (略) | |
| (略) | |
| (略) | 事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 一平方メートル以内の範囲 三〇円 |
| (略) | 事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 一平方メートル以内の範囲 三〇円 |
| (略) | (略) |
| (略) | |
| (略) | |
| (略) | 事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 一平方メートル以内の範囲 三〇円 |
| (略) | 事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 一平方メートル以内の範囲 三〇円 |
| (略) | (略) |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--------|---|--|
| 別表第一（第十七条関係） みよし公園 一（略） 二 野外ステージ及び文化の広場の利用料金 | | 別表第一（第十七条関係） みよし公園 一（略） 二 野外ステージ及び文化の広場の利用料金 | |
| 区分 | 単位 | 利用料金の範囲 | |
| 入場料 | 一時間につき | 二一、三〇〇円以内 | |
| 有料の場合 | 半日につき | （略） | |
| 入場料 | （略） | （略） | |
| 無料の場合 | 一時間につき | 三、〇〇〇円以内 | |
| 無料の場合 | 半日につき | （略） | |
| （略） | （略） | （略） | |
| 三二六（略） | （略） | （略） | |
| 備考 | | | |
| 一 「半日」とは、継続して三時間を超え五時間以内使用する場合をいい、「一日」とは、継続して五時間を超え八時間以内使用する場合をいう。ただし、野外ステージ及び文化の広場は、五時間を超えて使用する場合を一日とする。 二一六（略） | | | |
| 一 「半日」とは、継続して三時間を超え五時間以内使用する場合をいい、「一日」とは、継続して五時間を超え八時間以内使用する場合をいう。ただし、野外ステージ及び文化の広場は、四時間以内を「半日」とし、四時間を超えて使用する場合を一日とする。 二一六（略） | | | |

（広島県工業用水道条例の一部改正）

第六条 広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------------|------|---------------------|------------------|
| （料金の納付） 第二十二条（略） | | （料金の納付） 第二十二条（略） | |
| 施設の区分 | 種別 | 料率 | |
| （略） | （略） | （略） | |
| 沼田川工業用水道 | 基本料金 | 一立方メートル当たり 二六・三円 | 一立方メートル当たり 二三・七円 |
| | 使用料金 | 一立方メートル当たり 六・四円 | 一立方メートル当たり 五・八円 |
| | 特定料金 | 一立方メートル当たり 四四・一円 | 一立方メートル当たり 三九・八円 |
| | 超過料金 | 一立方メートル当たり 六五・四円 | 一立方メートル当たり 五九円 |
| 三 | （略） | （略） | |
| 施設の区分 | 種別 | 料率 | |
| （略） | （略） | （略） | |
| 沼田川工業用水道 | 基本料金 | 一立方メートル当たり 二六・三円 | 一立方メートル当たり 二三・七円 |
| | 使用料金 | 一立方メートル当たり 六・四円 | 一立方メートル当たり 五・八円 |
| | 特定料金 | 一立方メートル当たり 四四・一円 | 一立方メートル当たり 三九・八円 |
| | 超過料金 | 一立方メートル当たり 六五・四円 | 一立方メートル当たり 五九円 |
| 三 | （略） | （略） | |

| | | | | | | | |
|----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 5 (略) | 備考 (略) | 施設 の区分 (略) | 種別 (略) | 料率 (略) | 沼田川工業 水道 | 基本料金 | 一立方メートル当 たり 三〇・七円 |
| | | | | | 特定料金 | 一立方メートル当 たり 四四・一円 | |
| 5 (略) | 備考 (略) | 施設 の区分 (略) | 種別 (略) | 料率 (略) | 超過料金 | 一立方メートル当 たり 六一・四円 | |
| | | | | | 使用料金 | 一立方メートル当 たり 九円 | |

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第七条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | | | | |
|-----------|-----------|-----|-----------------------|-----------------------|
| 改正後 | | 改正前 | | |
| 別表(第二条関係) | | | | |
| 備考 (略) | 種別 (略) | 金額 | 一一分べん料 | 一一分べん料 |
| | | | 一回二五〇、〇〇〇円以内で管理者が定める額 | 一回二一〇、〇〇〇円以内で管理者が定める額 |
| 備考 (略) | 種別 (略) | 金額 | 十一 母乳外来利用料 | 十二 母乳外来利用料 |
| | | | 一回三、五八〇円以内で管理者が定める額 | 一回三、一三〇円以内で管理者が定める額 |
| 備考 (略) | 種別 (略) | 金額 | 十三 二十 | 十三 二十 |
| | | | (略) | (略) |

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第八条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | | | | |
|------------------------|-------|--------|-------------------|-------------------|
| 改正後 | | 改正前 | | |
| 別表(第二条関係) | | | | |
| 法律名 銃砲刀剣類所持等 許可法 | 事務の区分 | 手数料の名称 | 銃砲等又は刀剣類所持許可 | 銃砲等又は刀剣類所持許可 |
| | | | 法第四号の銃砲等又は刀剣類所持許可 | 法第四号の銃砲等又は刀剣類所持許可 |
| 法律名 銃砲刀剣類所持等 許可法 | 事務の区分 | 手数料の名称 | 銃砲等又は刀剣類所持許可 | 銃砲等又は刀剣類所持許可 |
| | | | 法第四号の銃砲等又は刀剣類所持許可 | 法第四号の銃砲等又は刀剣類所持許可 |
| 法律名 銃砲刀剣類所持等 許可法 | 事務の区分 | 手数料の名称 | 銃砲等又は刀剣類所持許可 | 銃砲等又は刀剣類所持許可 |
| | | | 法第四号の銃砲等又は刀剣類所持許可 | 法第四号の銃砲等又は刀剣類所持許可 |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|
| 第九条 広島県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 | 縮法（の申請（当該申請を同時申請でない昭和三 十三年銃砲等又は刀剣類に時申請におい 法律第三 六号。受 以下こ の項に おいて 「法」 という。 | 銃又は空気銃の所持の許可を現に受けて 昭和三 十三年銃 砲等又は 刀剣類に 時申請に おいて 法律第三 六号。受 けようとする 場合（以下こ にあっては当 該他の銃砲 等又は刀剣 類の所持の 許可に係る ものではない もの）に對 する審査 | 銃又は空気銃の所持の許可を現に受けて 昭和三 十三年銃 砲等又は 刀剣類に 時申請に おいて 法律第三 六号。受 けようとする 場合（以下こ にあっては当 該他の銃砲 等又は刀剣 類の所持の 許可に係る ものではない もの）に對 する審査 | 二・三（略） | 二・三（略） |
| | 法第四條第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請を行つたときは、当該申請の減額に該当しないものとする。 | 法第四條第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請を行つたときは、当該申請の減額に該当しないものとする。 | 法第四條第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請を行つたときは、当該申請の減額に該当しないものとする。 | 法第四條第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請を行つたときは、当該申請の減額に該当しないものとする。 | 一、法第四條第一項第一号の規定による銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づき、銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合、四、三〇〇円とする。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------------------|--|---------------|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 改正後 | 第三條 (指定試験機関等への納付) (略) | 試験等 指定試験機関等 (略) | 手数料の名称 (略) | 金額 (略) | 法律名 事務の区分 (略) | 別表 (第一条関係) |
| | 道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習 | 同法第百八条の四第一項の規定により同項第三号に定める要件に該当するものとして公安委員会が指定する指定講習機関 | (略) | (略) | (略) | 道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習 |
| 改正前 | 第三條 (指定試験機関等への納付) (略) | 試験等 指定試験機関等 (略) | 手数料の名称 (略) | 金額 (略) | 法律名 事務の区分 (略) | 別表 (第二条関係) |
| | 道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習 | (略) | (略) | (略) | 道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習 | 道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。） 又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対しては、九〇〇円 |
|--|--|--|---|

| | | | |
|--|--|--|--|
| 第二十七 第十二号に掲げる講習で規則第三十八條第十二項第二号の表の四の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。） 五、八〇〇円 | 第二十六 第十二号に掲げる講習で規則第三十八條第十二項第二号の表の四の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。） 四、四五〇円 | 第二十五 第十二号に掲げる講習で規則第三十八條第十二項第二号の表の三の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。） 七、九五〇円 | 第二十四 第十二号に掲げる講習で規則第三十八條第十二項第二号の表の三の項第一欄に掲げる区分に係るもの（小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するものを除く。） 二、二五〇円 |
|--|--|--|--|

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | のうち自動車等の運 転について必要な適 性及び知識に係るも の |
| | |
| | |

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定 公布の日
- 二 第一条、第二条及び第五条から第八条までの規定 令和四年四月一日
- 三 第四条の規定 令和四年五月一日
- 四 第九条の規定 令和四年五月十三日